

食品表示制度をめぐる事情

平成23年12月

消費者庁食品表示課

目次

I 食品表示に関する制度

- 食品表示に関する制度
- 食品表示の基準について
- 現在の食品表示業務について
- 食品表示に関する一元的な法体系の在り方の検討

II 各国食品表示の現状

- 食品表示に関する国際的ルール
- EU (一般食品表示指令2000/13/EC)
- 米国 (連邦食品医薬品化粧品法、公正包装表示法、連邦規則集第21章101)
- 韓国 (食品衛生法)

I 食品表示に関する制度

I 食品表示に関する制度

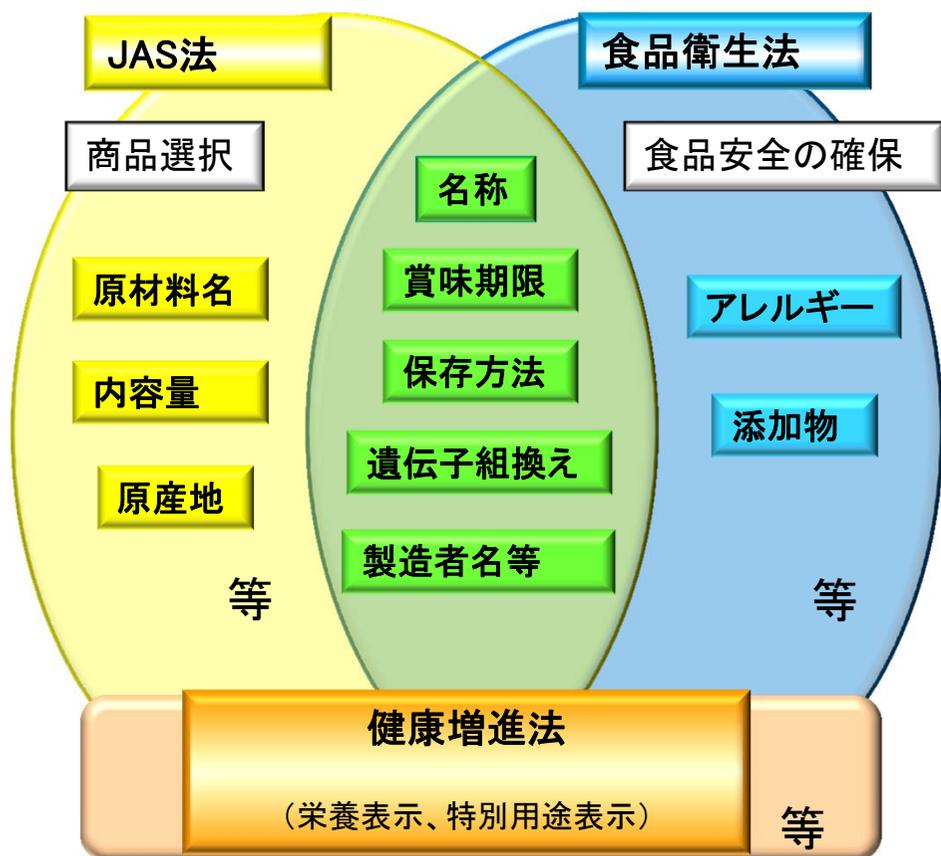
○食品表示に関する主な法律とその目的

食品衛生法：飲食に起因する衛生上の危害発生を防止すること

J A S 法：原材料や原産地など品質に関する適正な表示により消費者の選択に資すること

健康増進法：栄養の改善その他の国民の健康の増進を図ること

JAS法、食品衛生法及び健康増進法の関係



(現行法令に基づく表示例)

名 称	スナック菓子
原材料名	じゃがいも(遺伝子組換えでない)、植物油、食塩、デキストリン、乳糖、たんぱく加水分解物(小麦を含む)、酵母エキスパウダー、粉末しょうゆ、魚介エキスパウダー(かに・えびを含む)、香料、調味料(アミノ酸等)、卵殻カルシウム
内 容 量	81g 賞味期限 この面の右部に記載
保存方法	直射日光および高温多湿の場所を避けて保存してください。
販 売 者	39

※「39」は製造所固有記号

主要栄養成分 1袋(81g)当たり (当社分析値)	
エネルギー	483 kcal 炭水化物 37.6g
たんぱく質	3.8g ナトリウム 330 mg
脂 質	35.3g 食塩相当量 0.8g

※栄養表示は任意

…腸内環境を良好にし、おなかの調子を整えます。

※特定保健用食品の表示は個別許可型



- JAS法に基づく表示事項
- 食品衛生法に基づく表示事項
- JAS法、食品衛生法に基づく表示事項
- 健康増進法に基づく表示事項

I 食品表示の基準について

<JAS法>

一般消費者の選択等に資するため、すべての飲食料品の品質に関する表示について、製造業者等が守るべき基準を定める。

生鮮食品 品質表示基準

○野菜や果物などの農産物、肉や卵などの畜産物、魚や貝などの水産物で加工していないもの。

・玄米及び精米品質表示基準
・水産物品質表示基準
・しいたけ品質表示基準
計 3品目

加工食品 品質表示基準

○生鮮の農産物などの原料を加工して製造された飲食料品。

個別品目ごとの品質表示基準
(例)野菜冷凍食品
農産物漬物
うなぎ加工品
ソーセージ 等
46品目

遺伝子組換え食品品質 表示基準

大豆、とうもろこし等の遺伝子組換え農産物とその加工食品については、「遺伝子組換え」等の表示を義務付け

<食品衛生法>

食品の安全性の確保のため、販売の用に供する食品・添加物に関する表示の基準を定める。

表示対象品目

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令

・マーガリン
・清涼飲料
・食肉製品
・魚肉ハム、魚肉ソーセージ、鯨肉ベーコン
・冷凍食品
・容器包装詰加圧加熱殺菌食品
・食肉、切り身又はむき身にした鮮魚介類であって生食用のもの
・容器包装に入れた加工食品
・容器包装に入れない生食用食肉等

食品衛生法第19条第1項の規定に基づく乳及び乳製品並びにこれらを主要原料とする食品の表示の基準に関する内閣府令

○牛乳、バター、チーズ、アイスクリームなど、乳、乳製品及びこれらを主原料とする食品

・栄養成分含有表示
・栄養成分機能表示
・注意喚起表示

<健康増進法>

国民の健康増進を総合的に推進するため、特別用途の表示、栄養成分に関する表示の基準を定める。

特別用途表示

特定保健用食品(個別許可型)

○特定の保健の用途の表示
(便通、血糖値、血圧、コレステロール、歯・骨、中性脂肪etc)
・栄養成分量、一日摂取目安量
・バランスの取れた食生活の普及啓発を図る文言、注意事項

H23.8.22現在 962件

特別用途食品

○特別の用途の表示
・病者用食品(許可基準型(低たんぱく質食品、アレルギー除去食品、無乳糖食品、総合栄養食品)、個別評価型)
・妊産婦・授乳婦用粉乳、乳児用調製粉乳、えん下困難者用食品

H23.6.23現在 40件

栄養表示基準

任意表示

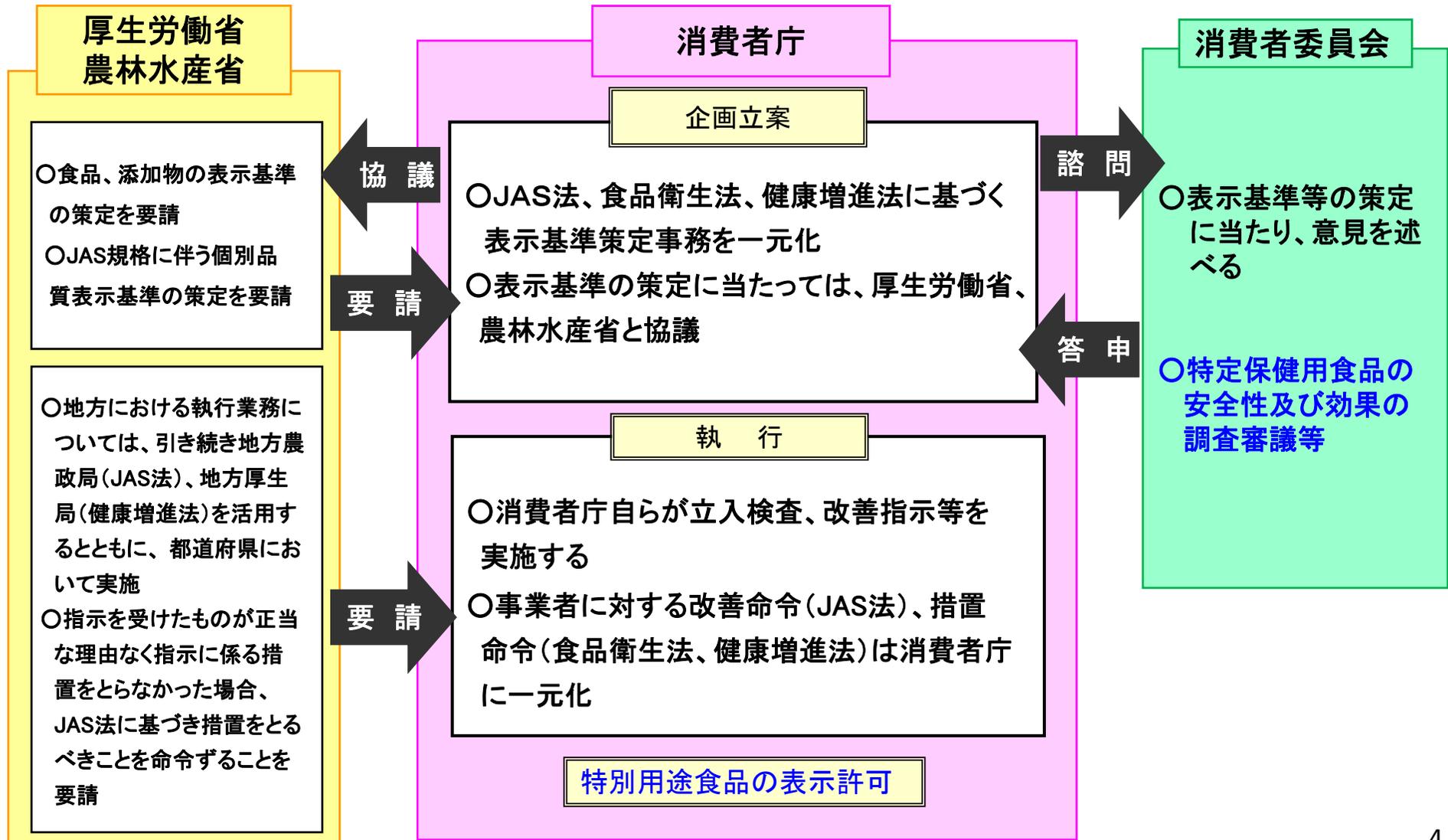
(熱量+主要栄養成分+表示しようとする栄養成分)

栄養機能食品(規格基準型)

(ビタミン12成分、ミネラル5成分)

I 現在の食品表示業務について

- ・ 消費者庁では、JAS法、食品衛生法、健康増進法の表示規制にかかる事務を一元的に所掌。
- ・ 表示基準等の企画立案は消費者庁が担当。
- ・ 執行業務は関係省庁と連携して実施。



I 食品表示に関する一元的な法体系の在り方の検討

- 食品表示に関し、消費者の選択の機会を確保するため、食品表示に関する一元的な法体系のあり方について検討し、必要な措置を講じていくこととしている。実施時期については、事業者、消費者等と意見交換の場を設けるなどして、平成24年度中に法案の提出を目指す旨を、消費者基本計画において明記。
- 平成23年9月より、「食品表示一元化検討会」を開催し、来年6月を目途に報告書を取りまとめる予定。

消費者基本計画の一部改定(平成23年7月8日閣議決定)

具体的施策	担当省庁	実施時期
食品表示に関する一元的な法律の制定など法体系の在り方については、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令を統一的に解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ問題点等を把握し、検討します。	消費者庁	<u>食品表示に関する一元的な法律について、平成24年度中の法案提出を目指します。</u>

構成員

池戸 重信	宮城大学食産業学部長 (座長)
市川 まりこ	食のコミュニケーション円卓会議代表
上谷 律子	財団法人日本食生活協会常務理事
鬼武 一夫	日本生活協同組合連合会組織推進本部安全政策推進室長
迫 和子	社団法人日本栄養士会専務理事
田崎 達明	東京都福祉保健局健康安全部食品危機管理担当課長
手島 玲子	国立医薬品食品衛生研究所代謝生化学部長
中川 丈久	神戸大学大学院法学研究科教授 (座長代理)
仲谷 正員	日本チェーンストア協会食品委員会委員
中村 幹雄	特定非営利活動法人食品安全グローバルネットワーク事務局長
二瓶 勉	社団法人日本惣菜協会顧問
堀江 雅子	財団法人ベターホーム協会講師
丸山 善弘	神奈川県消費者団体連絡会事務局長
森 修三	財団法人食品産業センター企画調査部次長
森田 満樹	消費生活コンサルタント
山根 香織	主婦連合会会長

食品表示一元化検討会について

これまで、消費者庁においては、JAS法、食品衛生法、健康増進法等の食品表示の関係法令の統一的な解釈・運用を行うとともに、現行制度の運用改善を行いつつ課題の把握等を行ってきたところ。

今般、課題の把握等について一定の成果が得られたこと等から「食品表示一元化検討会」を開催し、消費者、事業者の御意見も伺いつつ、食品表示の一元化に向けた検討を開始する。

【検討項目】

- (1) 食品表示の一元化に向けた法体系の在り方
- (2) 消費者にとってわかりやすい表示方法の在り方
- (3) 一元化された法体系下での表示事項の在り方 等

検討会のスケジュール

第1回 平成23年9月30日

議題: 食品表示をめぐる現状と課題について

第2回以降 検討項目についての検討

検討項目(例)

- ・ 消費者にとってわかりやすい表示方法の在り方
- ・ 一元化された法体系下での表示事項の在り方 等

中間論点整理

中間論点整理を踏まえた更なる検討

報告書案の検討

第10回 報告書案の取りまとめ

※ この間、消費者・事業者等から意見を聴取する場を適宜設定。また、中間論点整理に対する意見募集を実施する予定。

Ⅱ 各国食品表示の現状

II 食品表示に関する国際的ルール

○WTOのTBT協定(貿易の技術的障害に関する協定)では、加盟国が強制規格を策定するとき、関連する国際規格が存在する場合には、強制規格の基礎として用いることとされている。食品表示については、FAO/WHO合同食品規格委員会(コーデックス委員会)が定める規格が国際規格として認識されている。

○消費者庁は、コーデックス委員会のうち、主として食品表示部会(CCFL)及び栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)に参加。

食品表示部会(CCFL)

【目的】 食品表示に関する「定義」と「適用条件」の決定

【スケジュール】

2011年5月、ケベックシティ(カナダ)において第39回CCFL開催。

【CCFLにおける主なトピック】

- 遺伝子組換え/遺伝子操作技術由来食品及び原材料の表示に関する提言案について
- 2004年にWHO総会にて採択された、「食事、運動、健康に関する世界的戦略(WHO世界戦略)」の実施に適した表示規定の策定について
 - ・ナトリウムの表示方法
 - ・栄養強調表示

等

栄養・特殊用途食品部会(CCNFSDU)

【目的】 表示内容の科学的根拠の確立

【スケジュール】

2011年11月、バドソーデンアムタムス(ドイツ)において第33回CCNFSDU開催予定。

【CCNFSDUにおける主なトピック】

- コーデックス栄養表示ガイドラインにおける表示を目的とした栄養参照量(NRVs)の追加/改定原案について
- 食事や栄養に関係する非感染性疾患のリスクと関わりのある栄養素の栄養参照量(NRVs)を設定するための一般原則案について

等

<コーデックス委員会とは?>

FAO(国際連合食糧農業機関)とWHO(世界保健機関)によって、1962年に設立。消費者の健康保護と公正な食品貿易の確保を目的とし、参加国の協議のもと、様々な規格の制定を行う。日本は1966年に加盟。

<食品表示に関する主なコーデックス規格>

- ・包装食品の表示に関するコーデックス一般規格[CODEX STAN 1-1985]
- ・強調表示に関するコーデックス一般ガイドライン[CAC/GL 1-1979]
- ・栄養表示に関するガイドライン[CAC/GL 2-1985]
- ・栄養及び健康強調表示に関するガイドライン[CAC/GL 23-1997]

II 各国食品表示の現状(1)

EU (一般食品表示指令2000/13/EC)

義務表示

- 包装済の食品、健康食品に共通する項目
名称、内容量、原材料名、消費期限・賞味期限のいずれか、製造者
(特別な条件がある場合)使用方法、保存方法
- 情報がないと消費者の誤認を招く場合に表示する項目
生産国
- 該当する場合に表示する項目
遺伝子組換え食品、有機食品
- 生鮮食品については個別に規定。
- 包装されていない製品(中食、外食を含む。)は、加盟国が適用除外を定めることができる。

(注)【付記Ⅲa】

グルテンを含む穀類、甲殻類動物、卵及び卵製品、魚及び魚製品、ピーナッツ及びピーナッツ製品、大豆及び大豆製品、乳及び乳製品(ラクトースを含む)、ナッツ類、セロリとその製品、マスタード及びマスタード製品、ゴマ及びゴマ製品、SO₂で10mg/kgあるいは10mg/l以上の濃度の亜硫酸塩及び二酸化硫黄、ルピナスとその製品、軟体動物とその製品

※平成21年内閣府国民生活局:「消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査の概要」を基に作成。

原材料表示

- ・ 全ての原材料が多い順に表示される。
- ・ 最終製品のうち、全重量の2%以下の割合を占める原料は、他の原料の後に異なる順番で表記しても良い。

原産地表示

- ・ 原産地情報がないと消費者を誤認させる可能性がある場合は義務表示。
- ・ それ以外は任意表示。

食品添加物

- ・ 加工補助剤として用いられる場合など、最終製品に影響がない場合は表示義務はない。
- ・ 添加物・香料の溶剤あるいは溶媒として必要な量だけ用いられた物質についても同様。

アレルギー表示

- ・ 最終製品に存在している場合で、かつ、付記Ⅲa(注)に挙げられていたり、付記Ⅲaの原料由来のものである場合は、全ての原料を原料の名前に明確に言及して表示。

Ⅱ 各国食品表示の現状(2)

米国

(連邦食品医薬品化粧品法、公正包装表示法、連邦規則集第21章101、農産物販売法)

義務表示

- 生鮮食品、加工食品、健康食品に共通する項目
名称、内容量、原材料名、使用方法、調理方法、保存方法、栄養表示、製造者・生産国
- 例外規定
 - ・ 栄養表示
 - ①生鮮食品のうち、単体の生の食肉・鶏肉製品について、加工食品のうち、生鮮果実・野菜、水産物について、自主的表示プログラムにより表示。
 - ②中食、外食については、強調表示等を行う場合、表示義務があるが、強調表示を行わない場合は任意。
 - ・ 使用方法、調理方法、保存方法
加工食品と健康食品については、重要事実(material fact)の情報開示(警告表示等)が義務付けられている。
- 賞味期限・消費期限
加工食品である、乳児用食品には、“use by” dateの表示義務があるが、その他については任意表示。
- 遺伝子組換え食品、有機食品については任意表示。

原材料表示

- ・ 原材料を重量順に個々に記載。重量が2%未満の原材料については、原材料リストの最後に“Contains _ percent or less of _”などと記載。

原産地表示

- ・ 牛、羊、鶏、山羊、及び豚の切り身とひき肉、魚介類、生鮮農産物、マカダミアナッツ、ペカンナッツ、朝鮮人参及びピーナッツについては義務表示。

食品添加物

- ・ 承認を受けた保存料を食品に添加する場合、原材料の一般名又は慣用名及び機能を記載。
- ・ 検定を義務付けられる着色料は、個別名又は簡略名を記載。検定を義務付けられない着色料は“Artificial Color”などと表示できる。

アレルギー表示

- ・ 牛乳、卵、魚、甲殻類、ツリーナッツ、小麦、ピーナッツ、大豆の8品目、これらの品目に由来するたんぱく質を含む原材料。さらに、それを含む香料、着色料及び加工助剤のような二次的添加物についても表示しなければならない。

※平成21年内閣府国民生活局:「消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査の概要」を基に作成。

II 各国食品表示の現状(3)

韓国 (食品衛生法)

義務表示

- 生鮮食品、加工食品、健康食品に共通する項目
名称、内容量、原材料名、保存方法、消費期限/販売期限、製造年月日

- 食品により異なる項目

	生鮮食品	加工食品	健康食品
使用方法		必須	必須(注意)
栄養表示		必須	必須
賞味期限		必須	
製造者・生産国	必須	必須	
原料原産地		特定原材料の場合義務	必須
遺伝子組換え食品	必須	必須	
有機食品	必須	必須	
アレルギー		必須	
照射食品		必須	

- 包装食品はラベル表示が義務、店頭対面販売ではポスターなどによる表示が可能。
- 中食・外食は対象外(ただし、ビラなどで表示)。

※平成21年内閣府国民生活局:「消費者の安心・安全確保に向けた海外主要国の食品に関する制度に係る総合的調査の概要」を基に作成。
なお、2010年に「農水産物の原産地表示に関する法律」が制定され、原料原産地表示についての取組が強化されている。

原材料表示

- ・ 全ての原料を重量で多い順に記載。
- ・ 重要・特徴的原料(写真や絵の表示があるものなど)は%表示。

原産地表示

- ・ 特定の原材料が50%を超えるものは1つだけ表示。それ以外の場合では上位2位までを表示。
- ・ 農林水産食品部所管の食品531品目全体で原産地表示を要する。また、食品衛生法ではレストラン食堂(100m²以上)、集団給食施設での米飯、キムチ、食肉(牛、豚、鶏)は表示。

食品添加物

- ・ 全ての食品添加物は物質名と用途を併記して表示(一括表示は不可)。用途が複数ある食品添加物の場合は主要目的である用途を併記。
- ・ キャリーオーバーの場合は表示を必要としない。

アレルギー表示

- ・ 鶏卵、牛乳、そば、南京豆、大豆、小麦、さば、カニ、エビ、豚肉、もも、トマトは含有量に関係なく表示。
- ・ 交差汚染の可能性は表示。